

## =私たちの活動 4つの柱=

- \*制度化と指導員の身分保障
- \*専門性と仕事の確立
- \*父母と共に学童保育運動の発展
- \*全国の指導員との団結と連帯

## 建交労全国学童保育部会

# ニュース学童保育

2018.6.11.

NO. 26

全日本建設交運一般労働組合

全国学童保育部会 発行

編集：事務局

## 姫路学童保育指導員支部の活動

兵庫県姫路学童保育指導員支部

書記長 田中 希世子

姫路市は、公設公営（67校93施設）を基本として事業が運営されており、民間委託事業が6施設実施されています。公設公営の支援員の身分は、姫路市の非常勤嘱託職員です。

支援員は週の勤務時間数によって区分され、1号契約2号契約補助員に区分されています。

別表にあるように、1号契約者（週30時間以上の勤務）は、姫路市全体でたつたの8名しかいません。

これまで、1号契約者を増やし、専任常勤の支援員を増やす要求をしてきました。姫路市からも「1号契約者を増やす努力をする」という回答を得て、1号契約者を希望する支援員も増えてきました。

しかし、昨年地方公務員法が改正され「会計年度任用職員」という新たな身分が設けられることになりました。このことにより「地方公務員法の改正を踏まえ、対応する」と、前年度15名程度増える予定が立ち消えにされてしましました。

また「処遇改善事業・キャリアアップ処遇改善事業」獲得に向け、交渉を重ねてきましたが、姫路市が大幅に運営基準額を満たしていないことが明らかとなりました。国が大幅に基準額を上げても、姫路市に全く反映されないという実態です。

### 姫路市放課後児童支援員の勤務条件・契約者状況

(平成29年5月1日現在)

	勤務時間（1週あたり）	人数	社会保険	雇用保険	労災
支援員（1号）	概ね30時間～35時間未満	8	○	○	○
支援員（2号）	概ね20時間～30時間未満	200	○	○	○
補助員	概ね10時間～20時間未満	199	×	×	○
補助（短期）	2ヶ月短期	18	×	×	○

しかし、常勤・専任化を求める意見に対しては、「開所時間は、長期休暇などの期間を除いて放課後に限られる」とから、支援員の常勤化は考えていない」という回答でした。

私たちの仕事は、放課後からの仕事ではありません。親の労働保障と共に、子ども達の成長・発達を保障するという大事な役割を担う仕事です。

今年1月に「姫路市子ども子育て支援事業計画中間見直し計画中間とりまとめ（案）に関するパブリックコメント」を、姫路学童保育連絡協議会と共に取組みました。指導員が保護者に配布することを姫路市に妨害されたこともありました。127通246件の意見が提出されました。その結果、①民間学童に対する補助金支給時期をはやめることができ②朝7時から開設時間がこの夏休みから数校の開設時間がこの夏休みから数校モデル実施されることになりました。



2018年5月22日  
姫路学童保育指導員支部大会